

職員の懲戒処分について

OISTは、2025年12月26日付で、1名の職員に対して、降格の懲戒処分を行いました。当該職員は、就業規則「故意又は重大な過失により学園に損害を与えたとき」「誹謗中傷行為によって、学園又はその職員の名誉、名声、又は信用を傷つけたとき」「正当な理由なく上長の指示や命令に従わなかったとき」の懲戒に該当する不適切な言動がありました。このことから懲戒処分を行ったものです。

本学として、このことを厳粛に受け止め、今後このようなことがおこらないよう、再発防止にあたっていく所存です。

沖縄科学技術大学院大学学長兼理事長
カリン・マルキデス